

別紙 4

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目

学校と地域の協働を基盤とした消費者教育に関する研究

氏 名

泉谷 徹

論 文 内 容 の 要 旨

本研究は、成年年齢引き下げによる消費者教育の必要性が高まった社会背景を踏まえ、高等学校の消費者教育における外部講師との協働による授業実践を通じて教員、外部講師、生徒の視点から学校と地域における協働の在り方の究明を行うものである。社会教育の一環として、消費者行政による首長部局のもとで発展してきた消費者教育の学校教育に対するアプローチの歴史を個人と社会の 2 つの視点から整理し、社会に開かれた教育課程での教育・科目における地域と学校の協働の到達点と課題を検証した。

序章では、成年年齢の引き下げにより学校での消費者教育の重要性が高まるにもかかわらず、協働による授業展開が進展しない現状において、その歴史的展開をもとに、達成状況と課題を明らかにしている。さらに、教員・外部講師・生徒アンケートを通じて理論と実践を架橋する研究であることに言及した。また、消費者運動、ノンフォーマル教育、協働と学習などの観点から先行研究の整理を行った。

第 1 章では、消費者運動における消費者の位置づけの変遷とともに消費者教育の時代区分を整理し、個人と社会の 2 つの視点の間で揺れ動く消費者教育の姿を明らかにすることで消費者市民社会における消費者教育の視点を解明した。また、消費者市民社会における消費者教育としての消費者運動の機能を示し、消費者教育型消費者運動という新たな機能分類を提示した。消費者教育におけるノンフォーマル教育とフォーマル教育の関係を中心に検討することで、「学校—地域」という教育実施主体に対応する縦軸と、消費者行政とともに消費者教育を牽引してきた消費者団体の存在から「行政—民間」という学習プロセスに対応する横軸による消費者教育の教育領域についての理論化を図った。

第 2 章では、成年年齢引き下げの意義と消費者教育の変化を踏まえたうえで、消費者教育で用いられる協働は市民協働とは同一概念ではないことを指摘したうえで、その位置づけを検討した。協働による授業での「主体的・対話的で深い学び」の充実には单元など数コマ程度の授業のまとまりの中で実践が必要であること、教員と外部講師が「対等性」のもとで授業を作る過程において共に学ぶことで、双方に刺激が生まれることを指摘した。学校教育が協働による消費者教育を通じて受ける影響については、協働の概

念を専門家間の協働であるチーム理論において検討し、社会に開かれた教育課程での教科・科目の協働の重要性を指摘した。

第3章では、消費者教育における外部講師の担い手である消費者団体について考察したうえで、外部講師のアンケート分析を行った。外部講師の役割についての理論的裏付けのない中、模索しながら実践をしている地域の社会教育の担い手である外部講師の実態を明らかにした。外部講師が意識していない社会教育の視点を認識できれば、学校教育とは異なった自らの立ち位置を明確にでき、学校教育へ与える影響を認識できることを指摘した。教員と外部講師が対等の精神で協働により消費者教育を実施することにより、教科科目という学校の本質の変容を迫ることができ、社会に開かれた学校づくりへとつながり、競争主義的な教育から社会の中で生きる力を育む教育へ変化していくことができるという点を検討した。

第4章では、地域と学校をつなぐ消費者教育コーディネーターに求められることは、授業を滞りなく実施することだけでなく、外部講師が学校で協働することの意義を教員、外部講師がともに意識し、授業内容・手法を外部講師が教員とともに考える点にあることを指摘した。教員アンケートから、コーディネーターは教員と外部講師の非対等な関係を意識したうえで、両者を対等に扱うことで学びにつながる協議をすべきことが明らかとなった。コーディネーターの検討にあたり、消費者行政からの一方的なアプローチがうまくいかなかった過去を踏まえるべきであり、短期的には学校に精通している元教員等が専門職としてのコーディネーターを担うことが適していると考えられる。協働による消費者教育は、地域社会で実際に起きている消費者問題の提示に加え、外部講師によってもたらされる新鮮さ、座学ではない学習形態、外部講師と生徒の双方向性の重視等により学校に影響を与え、教員の学びにつながるなどの点がみられる。コーディネーターもその点を重視することが必要であり、長期的には実務を通じて地域社会とかかわり、社会教育での消費者教育の経験のある相談員などが学校と地域をつなぐ役割を担うコーディネート体制に移行していくことが求められる。そして、その移行には行政職員の働きが重要であることを指摘した。

第5章では、成年年齢引き下げに応じた家庭科での消費者教育の生徒アンケートを分析し、協働による消費者教育が生徒の知識吸収に役立つだけでなく、気づく力など意思決定能力を伸ばすことや、情報収集の能力育成に有効であることが明らかとなった。一方で、生徒は協働の授業形式には関心を示さないことがわかったため、第6章で外部講師を映像にて活用する形式を試みた。教員は生き生きと協働による授業を実施しており、外部講師との協働による消費者教育の授業からの刺激が表れていた。この刺激を継続することで学校における消費者教育を変えていく力となると考察した。

第6章では、学校での協働による消費者教育の授業案と実践について、学力の異

なる3校での生徒アンケートをもとに、協働による授業内容や方法の分析を行い、必ずしも外部講師が教壇に立つ必要はなく、外部講師の知見を取り入れた地域に合わせた消費者教育を学校で展開することが重要であることを明示した。

社会に開かれた教育課程における協働とは、外部講師とともに実社会に即した授業案を作成することで生徒の学びとともに教員の学びにつなげ、学校や学校における消費者教育を変える契機となるといえよう。そのため、外部講師の位置づけは授業を補完するという教員への従属的な役割から専門性を持った地域社会の一員として独立性を有した役割への変化が求められているといえる。何を、どのように教えるかについては外部講師との協働による効果が大きいが生徒アンケートからも見受けられる。

終章では、協働の到達点と課題について以下のようにまとめた。高等学校での消費者教育における協働による授業を教科・科目での協働の表れと捉え、教員と外部講師という専門家間の協働には、チーム理論における協働の理念の重なり合う範囲で協働の理論化ができると考えられる。教員と外部講師が各々の高い専門性を前提としてお互いに非対称な関係性にあることを自覚しながらも、対等な精神で実践的な消費者教育の実施のための目的と情報を共有し、授業を計画・実行することを通じ、学び合い、育ち合い、ともに変わることで、学校へ影響を与える契機となりうる。そのため、協働は必ずしも実施を共にする必要はなく、外部講師は教員とともに主体的に授業形成に関わることに意義があるといえる。

教科・科目における地域と学校の協働とは、教員が授業の責任と権限を持つ構造に変化は与えないが、外部講師の専門性を前提とし、授業内容・方法の協議では対等であることを双方が理解し、対等の精神で授業を共に作り上げることで、互いに学習し合うという刺激が生まれ、今日の社会のニーズに合った消費者教育の実施が可能となる。それがひいては学校及び学校における消費者教育を変えうるきっかけとなる。

専門家間での協働の理念を消費者教育コーディネーターが理解し実践するための具体的な手法の確立が今後の課題である。消費者教育コーディネーターのスタートアップとしての教員OBらの活用といった短期的視点と、組織対応といった長期的視点を持つことが有効であると考えられ、行政職員の役割が重要といえる。

消費者教育は社会の変化に合わせて常に変化しているため、地域と学校をつなぐ消費者教育の在り方をチェックし続ける役割を地域の消費者団体が担うことが期待される。そのためには、地域の消費者団体と行政の協働における対等性と相互チェックのバランスの分析が必要であり、今後の研究課題である。

